

IV 管理運営 令和7年度版

老:老人福祉施設、障:障害者支援施設、児:児童福祉施設(保育所除く)、保:保育所、生:救護院

【文書指摘:C、口頭指導:B、助言:A】

項目	国着眼点等					着 眼 点 ・ 確 認 項 目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主 な 指 導 事 項	指導 区分
	老	障	児	保	生					
1 施設の運営 管理体制の 確立						入所定員又は利用定員及び 居室の定員を遵守しているか	特養基準第25条、第41 条、第59条(準用)、第 63条(準用) 軽費基準第25条 障害基準第9条、第36条 児童基準第19条、第26 条、第32条、第41条、第 48条、第57条、第72条 救護基準第12条	事前提出資料、運営規程、図面、実地によ り確認	入所定員又は利用定員及び居室の定員を遵守 すること。	C
定員	○	△	○	○	○					
運営規程	○	○	○	○	○	【老人福祉施設以外】 運営規程が整備され、当該規 程に基づいた適切な運用がな されているか 【老人福祉施設】 運営規程が整備されているか	養護基準第7条 特養基準第7条、第34 条、第59条(準用)、第 63条(準用) 軽費基準第7条 障害基準第6条 児童基準第13条 生活保護法第46条	運営規程の作成及び必要な記載事項を確 認 運営規程、関係書類により、現状との差異 の有無を検証	運営規程を整備すること。 運営規程の記載事項が不十分又は実態と相違 しているのでは是正すること。	C B
職員	○	○	○	○	○	直接処遇職員等は、配置基 準に基づく必要な職員が確保 されているか	養護基準第12条 特養基準第12条、第56 条、第63条(準用) 軽費基準第11条 障害基準第11条 児童基準第21条、第22 条、第27条、第33条、第 42条、第49条、第58条、 第73条 救護基準第11条	事前提出資料により、配置基準に定める職 員配置の充足状況を確認	基準に定める職員を配置すること。 (資格の必要な職にあつては、当該資格保有者 を配置すること。)	C
	○	△	○	○	○	施設の職員は、専ら当該施設 の職務に従事しているか(特 養の一部職種以外は、入所者 の処遇に支障がない限り、兼 務可能)	養護基準第6条 特養基準第6条、第42条 (準用)、第59条(準 用)、第63条(準用) 軽費基準第6条 障害基準第11条第3項 児童基準第8条 救護基準第6条	事前提出資料の「職員配置表」により、兼務 者の有無を確認 他職種との兼務 □有・□無 兼務している場合は、聞き取りにより兼務の 形態・体制を検証 他業種との兼務 □有・□無	他施設職員又は他職種と兼務していることによ り、入所者処遇に支障を来さないようにするこ と。	C

項目	国着眼点等					着眼点・確認項目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	老	障	児	保	生					
施設長	○				○	生活相談員(生活指導員)の 資格要件は満たされているか	養護基準第5条第2項 養護施行通知第1-4 特養基準第5条第2項、 第42条(準用)、第59条 (準用)、第63条(準用) 特養施行通知第1-4-(1) 軽費基準第5条第2項 軽費施行通知第1-4 救護基準第5条第2項 救護施行通知第1-4	職員の履歴書、資格証明書により、その資格を確認 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに 該当する者又はこれらと同等の能力を有する と認められる者(社会福祉施設等に勤務し 又は勤務したことがある者で実績のある 者等)	生活相談員は、資格保有者を配置すること。 (社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉 士)	C
									生活相談員が有資格者であることを証明する 書類を整えておくこと。	B
	○					特別養護老人ホームにおい て、機能訓練指導員の資格要 件は満たされているか	特養基準第5条第3項、 第42条(準用)、第59条 (準用)、第63条(準用) 特養施行通知第1-4-(2)	職員の履歴書、資格証明書により、その資格を確認 「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサー ジ指圧師の資格を有する者とする」	機能訓練指導員は、資格保有者を配置するこ と。 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護 職員、柔道整復師又はマッサージ指圧師)	C
									機能訓練指導員が有資格者であることを証明 する書類を整えておくこと。	B
		○	○	○	○	育児休業、産休等代替職員は 確保されているか		聞き取りにより、産休、育休、介護休又は長 期の病休職員等有無を確認 産休等職員 □有・□無 給与台帳等より、代替職員確保状況を検証	配置基準を下回る場合は、代替職員を確保す ること。	C
	○	○	○		○	施設長の資格要件は満たされ ているか(保育所、障害児入 所施設は資格要件なし。)	養護基準第5条第1項 特養基準第5条第1項、 第42条(準用)、第59条 (準用)、第63条(準用) 軽費基準第5条第1項 障害基準第5条 児童基準第22条の2、第 27条の2、第42条の2、 第74条 救護基準第5条第1項	履歴書及び資格証明書により、その資格の 実在を検証 施設長が無資格の場合は、聞き取りによ り、全社協主催の認定講習会等への参加の 有無を確認 【参考】昭47社庶第83号、昭53社庶第13号	施設長は、資格保有者又は講習受講者とする こと。	C
								施設長が有資格者であることを証明する書類を 整えておくこと。	B	

項目	国着眼点等					着眼点・確認項目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主な指導事項	指導 区分
	老	障	児	保	生					
施設設備整備	○	○	○	○	○	施設長は、専任者が確保されているか 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の管理運営に支障が生じないような体制がとられているか	社福法第66条 養護基準第6条、第12条第5項、第21条 特養基準第6条、第23条、第42条(準用)、第59条(準用)、第63条(準用) 軽費基準第6条、第11条第4項、第22条 障害基準第11条第4項、第34条 救護基準第6条	事前提出資料により、兼務の有無を確認 聞き取りにより、兼務している場合は、兼務の形態・体制を検証し、施設運営に支障がないかを確認 施設長が他の職業と兼業している場合、施設長としての職務執行状況を検証し、施設運営に支障がないかを確認	他施設職員又は他職種と兼務していることにより、施設運営に支障を来さないようにすること。	C
					○	施設設備は適正に整備されているか【保育所の保育室等の面積基準の確認に限る】	児童基準第5条第4項、第32条	事前提出資料、図面、実地により確認	最低基準に規定された必須の施設設備を設置すること。	C
		○	○	○	○	施設と地域との連携を深めているか	児童基準第5条第2項 生活保護法第39条 保護施設設備等基準条例第2条第8項	事前提出資料、聞き取りにより、地域との連携状況を確認	行事等の地域との交流により連携を深めること。	B
2 必要な職員の確保 業務体制 業務省力化	○	○	○	○	○	【老人福祉施設以外】 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか 【老人福祉施設】 職員の勤務体制が定められているか	人材確保指針第3-1 養護基準第23条第1項 養護施行通知第5-9 特養基準第24条第1項、第40条、第59条(準用)、第63条(準用) 特養施行通知第4-11 軽費基準第24条第1項 軽費施行通知第5-10 障害基準第35条第1項	職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているかの確認 専門職員、非常勤職員等各職員の組み合わせなど、効率的な業務体制の確立に努めているかの確認	勤務表等を適切に定め、効率的な業務体制の確立に努めること。(老人福祉施設以外)	C
							老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、介護職員、支援員及び看護職員等の配置、管理者との業務関係等を明確にすることを定めているかの確認	職員の勤務体制を適切に定めること。(老人福祉施設)	C	
							IT技術や福祉用具の積極的な活用を通じての業務の省力化努力の確認 各種書類作成事務の効率化・簡素化努力の確認	省力化機器の導入や業務の委託の推進等により業務の省力化に努めること。(老人福祉施設以外)	A	

項目	国着眼点等					着眼点・確認項目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	老	障	児	保	生					
職員研修	○	△	○	○	○	職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか	社福法第90条第1項 養護基準第23条第3項 特養施行通知第5-9 特養基準第24条第3項、 第40条第4項、第59条 (準用)、第63条(準用) 特養施行通知第4-11 軽費基準第24条第3項 障害基準第35条第3項 軽費施行通知第4-10 児童基準第7条の2第2 項 H24年社援発0326第4号	事前提出資料、復命書、職員会議録等により、研修の実施又は参加の状況を確認	研修機関が実施する研修や施設内の研修への参加の機会を確保し、職員の資質向上に努めること。	C
									職員研修等の充実により、職員の資質向上に努めること。	B
職員確保		○	○	○	○	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか	社福法第90条第1項 人材確保指針第3-1	聞き取りにより、直接処遇職員等の確保及び定着化に対する方策(計画的な採用、労働条件の改善、福利厚生の実施等)の有無を確認 職員の定着率が悪い場合、原因が施設運営、職員処遇に問題がある場合があるので、退職理由をきくこと	労働条件の改善等に配慮し、職員の確保及び定着化について積極的に取り組むこと。	B
秘密保持	○	○	○	○	○	業務上知り得た秘密を漏らさないような措置を講じているか また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか	養護基準第26条 特養基準第28条、第42 条(準用)、第59条(準 用)、第63条(準用) 軽費基準第29条 障害基準第40条 児童基準第14条の2	事前提出資料、聞き取りにより、秘密保持のための方策等の有無を確認 雇用契約書、誓約書等で秘密保持の規定の有無を確認 聞き取りにより、職員への周知方法を確認	雇用契約書、誓約書等に在職中、退職後において業務上の秘密保持を規定すること。	C
3 防災対策の 充実強化 防火管理者	○	○	○	○	○	防火管理者は消防計画を適切に作成し、消防署に届け出ているか	消防法第8条 消防法施行令第3条の2 第1項 養護基準第8条第1項 特養基準第8条第1項、 第42条(準用)、第59条 (準用)、第63条(準用) 軽費基準第8条第1項 障害基準第7条第1項 児童基準第6条第1項 救護基準第7条第1項	事前提出資料、選任届出(控)により、当該管理者の実在を確認	防火管理者を選任し、所轄の消防署に届け出ること。	B
								消防計画の届出に係る書類によりその作成を確認	消防計画を作成すること。	C
								消防計画の記載事項の現況を確認	消防計画を所轄の消防署に届け出ること。	B
								消防計画の記載事項が、実態に即していない、又は不備があるので変更の上、所轄の消防署へ届け出ること。	B	

項目	国着眼点等					着眼点・確認項目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	老	障	児	保	生					
災害対策訓練	○	○	○	○	○	避難・消火訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施されているか	消防法施行規則第3条第10項、第4条の2の4 S62年社施第107号 養護基準第8条第2項 特養基準第8条第2項、第42条(準用)、第59条(準用)、第63条(準用) 軽費基準第8条第2項 障害基準第7条第2項 H19年障発第0426003号 児童基準第6条第2項 救護基準第7条第2項 H24年社援発0326第4号	事前提出資料、訓練実施状況の記録などにより、次の事項を検証 ①避難訓練を1年に2回以上実施していること【【児基準】【児童福祉施設】—毎月1回以上) ②消火訓練を1年に2回以上実施していること【【児基準】【児童福祉施設】—毎月1回以上) ③夜間又は夜間を想定した訓練を実施していること【入所施設(障・児・生)】	避難訓練及び消火訓練が基準の回数以上実施されていないので実施すること。	B
		○	○		○				【障・児・生】避難訓練及び消火訓練年2回実施のうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施すること。(入所施設)	B
	○	○	○	○	○	洪水、土砂災害、津波の被災のおそれのある地域の、市防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成しているか。	・水防法第15条の3 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2 ・津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項	避難確保計画の内容を確認する。	避難確保計画を作成すること。	B
	○	○	○	○	○	避難確保計画に基づく避難訓練を実施しているか。	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き	「訓練実施結果報告書」を確認する。	避難確保計画に基づく避難訓練が年1回以上実施されていないので実施すること。	B
	○	△	○		○	避難・消火訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	養護基準第8条第3項 特養基準第8条第3項、第59条(準用)、第63条(準用) 軽費基準第8条第3項 障害基準第7条第3項 児童基準第6条の2第3項 救護基準第7条第3項	地域住民の参加が得られるよう連携に努めているかを確認	避難・消火訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。	B
非常災害時の関係機関への通報体制等			○	○	非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか	児童福祉施設設備基準等条例第2条第8項、第10条第6項	近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携、協力体制を確認 非常時における関係機関への連絡体制の職員への周知を確認	非常時の連絡・避難体制及び地域住民・近隣施設、消防等関係機関の協力・連絡体制を確保すること。	B	

項目	国着眼点等				着眼点・確認項目 (監査指針に準じる)	根拠規定 (監査指針以外)	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	老	障	児	保生					
消防用設備		○	○	○	○	消防法第8条の2の2、第8条の3、第17条 障害基準第7条第1項 児童基準第6条第1項、 第32条(保育所) 救護基準第7条第1項、 第10条	事前提出資料、消防査察指摘、消防用設備等点検結果報告書及び別紙方法により、消防用設備等に係る指摘事項等の有無を確認 指摘事項等がある場合、改善報告により、改善状況を検証 消防署の立入検査 立入検査：□有 ・ □無 ↓(有の場合) 指摘事項：□有 ・ □無 ↓(有の場合) 改善状況：□改善済 ・ □未改善 消防用設備等点検結果 不良箇所：□有 ・ □無 ↓(有の場合) 改善状況：□改善済 ・ □未改善	消防法令に基づいた必要な消防用設備等(防災物品、防災製品含む)が未設置なので設置すること。 消防用設備等(防災物品、防災製品含む)の整備が不十分なので、適切に整備すること。 ・消防用設備等(消防法第17条) 消防の用に供する設備(消火設備、警報設備及び避難設備)、消防用水、消火活動上必要な施設 ・防災物品(カーテンなど)(消防法第8条の3)	B
		○	○	○	○	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条 の6第3項第1号	事前提出資料、消防用設備等点検結果報告書(受付印)により、その実施を確認 年2回(①R . . . ②R . . .) うち1回 R . . . (所轄消防署受理) (点検期間:機器点検6月・総合点検1年)	専門業者による消防用設備等の点検を年2回実施すること。(未実施) 年2回の消防用設備等の点検のうちの1回は、報告書を消防署へ提出すること。	C B
その他			○	○	非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、点検されているか	児童基準第6条第1項	点検結果記録、聞き取り、現地での検証により確認 避難設備及びその付近に避難の支障となる物件が放置されていないかも合わせて確認	避難設備(階段、避難器具)を設置・点検すること。 避難設備(階段、避難器具)の整備・管理が不十分なので適切に整備・管理すること。	C B
			○	○	防犯について配慮されているか	H13年雇児総第402号	聞き取りにより確認 (例示) ・関係者への連絡方法の職員への周知 ・外部からの人の出入りの確認(防犯カメラ等)、門扉の施錠 ・防犯のための避難訓練 ・関係機関等との連携体制の整備 ・緊急時の安全確保の体制整備	防犯について配慮すること。(児童)	B

※監査指針(老人福祉施設等指導監査指針、障害者支援施設等指導監査指針、児童福祉行政指導監査実施要綱、保護施設)